

徳島県地方港湾審議会公開要綱

資料 4

〔平成 15 年 3 月 25 日〕
徳島県地方港湾審議会議決

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、徳島県地方港湾審議会運営規程第 7 条第 2 項に基づき、徳島県地方港湾審議会（以下「審議会」）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催の周知）

第 2 条 周知の方法は、「徳島県地方港湾審議会開催のお知らせ」（様式第 1 号）を作成し、徳島県のホームページへの掲載等により行うものとする。

2 周知の内容は、会議の名称、日時、場所、議題、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（傍聴人の申し出等）

第 3 条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻の 1 時間前から 15 分前までに、傍聴申出書（様式第 2 号）により申し出なければならない。

2 開会予定時刻の 15 分前までに傍聴希望者が定員を超えた場合は、それまでに受け付けた傍聴希望者から抽選の方法により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴を認められた者は、傍聴券（様式第 3 号）の交付を受け、入室する。

4 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。また、傍聴券は交付当日に限り有効とする。

（傍聴人の定員）

第 4 条 傍聴人の定員は 15 名以内とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

（会場へ入場できない者）

第 5 条 次に掲げる者は、会場に入場することができない。

一 酒気を帯びていると認められる者

二 はち巻き、たすきの類を着用する等、通常の服装をしていない者

三 凶器その他危険物と認められる物品を携帯した者

四 旗、のぼり、標識、ビラ、看板、その他これらに類するものを携帯した者

五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあっては次の事項を遵守しなければならない。

一 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。

二 帽子、外套の類を着用しないこと。

三 写真やビデオの撮影、録音などをしないこと。ただし、議案の審議に入る前までに限り、写真やビデオの撮影、録音などをすることができる。

四 私語、談論、放歌、高笑いなどしないこと。

五 携帯電話等を使用しないこと。

六 みだりに席を離れないこと。

七 飲食又は喫煙をしないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

一 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき

二 傍聴人が規定に違反し、会長が退場を命じたとき

2 前項第2号の規定により退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはいできない。

（報道関係者の取扱）

第9条 徳島県県政記者クラブ及び民放記者クラブに加盟する社の記者並びに徳島県地方新聞協会加盟社のうち日刊紙を発行する社の記者（以下「報道関係者」という。）は第3条及び第4条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から第8条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。

（審議会資料、議事録の閲覧）

第10条 公開した会議の会議資料は、運輸政策課において閲覧に供するとともに、徳島県のホームページに掲載する。

2 公開した会議の議事録は、署名する2人の委員の承認を受けた後、運輸政策課において閲覧に供するとともに、徳島県のホームページに掲載する。

（部会への準用）

第11条 徳島県地方港湾審議会条例（昭和49年徳島県条例第39号）第7条の規定により設置された部会における傍聴及び議事録等の閲覧については、この要綱を準用する。

（その他）

第12条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。